（八）H信託

白石興産株式会社及びユーエフジェイ信託銀行株式会社間の平成十六年八月二十七日付不動産管理処分信託契約（その後の変更を含む。）

なお、右記（一）乃至（八）の各信託の年月日は、それぞれ右記記載の契約締結日と同日です。また、右記（一）乃至（八）の各信託についての、信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）第十三条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にご照会下さい。

三、併合後の信託の信託財産責任負担債務の履行の見込み

履行の見込みがあるものと判断しております。その詳細については左記連絡先にご照会下さい。

四、連絡先

東京都中央区八重洲一丁目二番一号
みずほ信託銀行株式会社
不動産投資顧問部
電話番号　〇三―三二七四―九〇八二

平成二十三年九月二十九日

受託者
東京都中央区八重洲一丁目二番一号
みずほ信託銀行株式会社
代表取締役社長　野中　隆史

信託の併合の公告

インヴィンシブル投資法人及びみずほ信託銀行株式会社（受託者）は、左記のとおり、平成二十三年十一月一日付で左記二（一）の不動産管理処分信託契約に基づく信託（I信託）乃至二（八）の不動産管理処分信託契約に基づく信託（P信託）を併合致しますので公告します。

この併合に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に後記連絡先までお申し出下さい。

一、信託の併合をする各信託の当事者

（一）I信託乃至P信託

委託者兼受益者
東京都中央区日本橋一丁目五番三号日本橋西川ビル
インヴィンシブル投資法人

受託者
東京都中央区八重洲一丁目二番一号
みずほ信託銀行株式会社

二、信託の併合をする各信託の信託契約及び各信託の年月日

（一）I信託

千代田スバック株式会社及びユーエフジェイ信託銀行株式会社間の平成十七年九月二十一日付不動産管理処分信託契約（その後の変更を含む。）

（二）J信託

オリックス・リアルエステート株式会社及び中央三井信託銀行株式会社間の平成十七年十一月二十五日付不動産管理処分信託契約（その後の変更を含む。）

（三）K信託

佐野功太郎及び中央三井信託銀行株式会社間の平成十七年七月二十八日付不動産管理処分信託契約（その後の変更を含む。）

（四）L信託

株式会社ディベックス及び中央三井信託銀行株式会社間の平成十八年三月十七日付不動産管理処分信託契約（その後の変更を含む。）

（五）M信託

株式会社クリード及びユーエフジェイ信託銀行株式会社間の平成十六年九月三十日付不動産管理処分信託契約（その後の変更を含む。）

（六）N信託

株式会社毎日コムネット及びみずほ信託銀行株式会社間の平成十七年五月三十一日付不動産管理処分信託契約（その後の変更を含む。）

（七）O信託

株式会社イクジュー及び中央三井信託銀行株式会社間の平成十八年五月三十日付不動産管理処分信託契約（その後の変更を含む。）

（八）P信託

茅場町建物株式会社及びユーエフジェイ信託銀行株式会社間の平成十六年二月十八日付不動産管理処分信託契約（その後の変更を含む。）

なお、右記（一）乃至（八）の各信託の年月日は、それぞれ右記記載の契約締結日と同日です。また、右記（一）乃至（八）の各信託についての、信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）第十三条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にご照会下さい。

三、併合後の信託の信託財産責任負担債務の履行の見込み

履行の見込みがあるものと判断しております。その詳細については左記連絡先にご照会下さい。

四、連絡先

東京都中央区八重洲一丁目二番一号
みずほ信託銀行株式会社
不動産投資顧問部
電話番号　〇三―三二七四―九〇八二

平成二十三年九月二十九日

受託者
東京都中央区八重洲一丁目二番一号
みずほ信託銀行株式会社
代表取締役社長　野中　隆史

信託の併合の公告

インヴィンシブル投資法人及びみずほ信託銀行株式会社（受託者）は、左記のとおり、平成二十三年十一月一日付で左記二（一）の不動産管理処分信託契約に基づく信託（Q信託）乃至二（八）の不動産管理処分信託契約に基づく信託（X信託）を併合致しますので公告します。

この併合に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に後記連絡先までお申し出下さい。

一、信託の併合をする各信託の当事者

（一）Q信託乃至X信託

委託者兼受益者
東京都中央区日本橋一丁目五番三号日本橋西川ビル
インヴィンシブル投資法人

受託者
東京都中央区八重洲一丁目二番一号
みずほ信託銀行株式会社

二、信託の併合をする各信託の信託契約及び各信託の年月日

（一）Q信託

大和土地建物株式会社及びモルガン信託銀行株式会社間の平成十五年一月三十一日付不動産管理処分信託契約（その後の変更を含む。）

（二）R信託

洋伸不動産株式会社及びユーエフジェイ信託銀行株式会社間の平成十六年二月十八日付不動産管理処分信託契約（その後の変更を含む。）

（三）S信託

株式会社オールクリエーション及び中央三井信託銀行株式会社間の平成十八年三月三十一日付不動産管理処分信託契約（その後の変更を含む。）

（四）T信託

株式会社アクセス・グループ及び中央三井信託銀行株式会社間の平成十八年三月十七日付不動産管理処分信託契約（その後の変更を含む。）

（五）U信託

株式会社クリード及びユーエフジェイ信託銀行株式会社間の平成十六年七月一日付不動産管理処分信託契約（その後の変更を含む。）

（六）V信託

株式会社東京リート及び中央三井信託銀行株式会社間の平成十七年六月三十日付不動産管理処分信託契約（その後の変更を含む。）

（七）W信託

株式会社オールクリエーション及び中央三井信託銀行株式会社間の平成十八年三月三十一日付不動産管理処分信託契約（その後の変更を含む。）

（八）X信託

株式会社近代科学社及びモルガン信託銀行株式会社間の平成十六年三月三日付不動産管理処分信託契約（その後の変更を含む。）

なお、右記（一）乃至（八）の各信託の年月日は、それぞれ右記記載の契約締結日と同日です。また、右記（一）乃至（八）の各信託についての、信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）第十三条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にご照会下さい。

三、併合後の信託の信託財産責任負担債務の履行の見込み

履行の見込みがあるものと判断しております。その詳細については左記連絡先にご照会下さい。

四、連絡先

東京都中央区八重洲一丁目二番一号
みずほ信託銀行株式会社
不動産投資顧問部
電話番号　〇三―三二七四―九〇八二

平成二十三年九月二十九日

受託者
東京都中央区八重洲一丁目二番一号
みずほ信託銀行株式会社
代表取締役社長　野中　隆史

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　九月二十九日付第二一〇号
●八月三十一日付衆会第四一号㈠一六ページ●同㈡四ページ

一二八ページ●同日付政府調達第一八三号三二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）